

幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）の無償化（保育料の免除）

令和元年10月1日から消費税の増税に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されます。池田市においても、国の制度に則り無償化を実施いたします。なお、無償化の実施方法は、利用する施設類型や事業によって異なりますので、下記内容をご確認ください。

■ 対象者

- 3歳児から5歳児の1号認定子ども

※ 満3歳に到達した日から無償化の対象となります。（池田市内では満3歳を受入れている施設はありません。令和元年7月現在。）

■ 無償化対象外の経費・サービス

- 実費（食材料費、行事費、保育用品費など）
- 預かり保育利用料（保育の必要性がない場合）
- 池田市立病児・病後児保育室の利用料（利用した場合）

■ 従来からの利用料軽減等の取扱い

- 無償化対象外の経費のうち、生活保護世帯等で従来から利用料が軽減されているものは、継続されます。

■ 市内対象施設

- 公立幼稚園（さくら幼稚園、あおぞら幼稚園）
- 私立幼稚園（池田五月山教会幼稚園）
- 公立認定こども園（なかよしこども園、ひかりこども園（ともにH31.4月開園））
- 私立認定こども園（宣真認定こども園、さつきこども園、ひめむろこども園、亀之森幼稚園・かめのもり乳児園、池田旭丘幼稚園・いけだあさひがおか乳児園、石橋文化幼稚園（H31.4月開園））

※ 市外施設であっても、無償化の対応方法に変わりはありません。

保育の必要性が認定された場合の預かり保育等の無償化（キャッシュバック）

保護者の就労等により2号認定と同等の保育の必要性の認定を受ける場合であって、やむを得ず幼稚園としての利用をし、預かり保育の利用や認可外保育施設等の併用をしている場合は、一定の範囲内で無償化の対象となります。

■ 対象者

保護者の就労等により、保育の必要性が認定された、

- 3歳児から5歳児の子ども（満3歳に到達した次の4/1から）
- 住民税非課税世帯に属する満3歳（満3歳に到達した次の3/31まで）

■ 対象施設・サービス

- 在籍する幼稚園等が実施する預かり保育

■ 無償化の実施方法

（無償化の限度額）

実際の利用量に応じて、次のA～Cのうち最も低いものを月額として適用します。

⇒必ずしも預かり保育料が全額無償となるわけではありませんのでご注意ください！

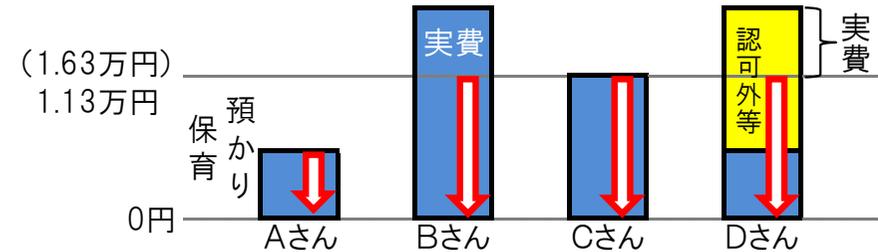
- A 1.13万円（満3歳に到達した次の3月31日までは1.63万円）
- B 実際にその月に施設に支払った額
- C 日額単価（450円）×ひと月の利用日数

（給付方法）

一旦施設に本来の預かり保育料全額を払った後、池田市から3か月分ごとに償還払い（キャッシュバック）します。

※公立幼稚園及び公立認定こども園の場合は、本来の預かり保育料から差引きます。

預かり保育等の無償化のイメージ



● 認可外保育施設、一時預かり、ファミリーサポートセンター事業等を併用した場合の無償化

在籍する幼稚園が実施する預かり保育が次の条件を両方とも満たす場合は、預かり保育以外に認可外保育施設や一時預かり保育を利用したときの費用も、無償化対象となります。

条件) ア. 平日の教育時間と預かり保育の時間の合計が8時間を下回っている

イ. 預かり保育の年間開所日数が200日を下回っている

※この場合の無償化対象額は、上記預かり保育の「（無償化の限度額）」により算出された額と認可外保育施設等の利用料の合算と1.13万円を比較して低い方の額が無償化対象額となります。